

避難実施要領

唐津市長
令和 月 Y 日 時 分現在

弾道ミサイル攻撃(市町村域内避難)

1 佐賀県からの避難の指示の内容

国の対策本部長は、Y 日〇時〇分頃に唐津市鎮西町馬渡島西烽火台付近で発生した爆発について、X 国から発射された弾道ミサイルが着弾したとして、国民保護法に基づき警報を発令し、馬渡島全島を要避難地域として、避難措置の指示を行った。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和 年 月 Y 日 :
発生場所	唐津市鎮西町馬渡島西烽火台付近
実行の主体	X 国
事案の概要と被害状況	唐津市馬渡島に弾道ミサイル落下 NBC 弾の可能性あり 人的・物的被害について調査中
今後の予測・影響と措置	弾種に応じて人員除染、地域除染の実施
気象の状況	天候:___ 気温___℃ 風向___ 風速___m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	馬渡島全域
避難先と避難誘導の方針	馬渡島の全住民 247 人(R6.4.1 現在)に対して、馬渡小中学校に集合後、馬渡島港から船舶で唐津港まで移動し、西唐津公民館へ一時避難させる。 要避難地域以外の地域も、不要不急の外出を避け、努めて屋内退避を継続する。
避難開始日時	令和 年 月 Y 日 :
避難完了予定日時	令和 年 月 Y 日 :

2-3 関係機関の措置等

措置の概要	<p>市対策本部は、現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるように県警察、海上保安本部、消防機関、自衛隊等とともにミサイル落下地点の風上地点に、現地調整所を設け、担当職員を派遣し、現地における調整に当たる。</p> <p>その近傍地域に除染所を開設中。消防が消防警戒区域の設定、救助、検知、除染準備を実施中。警察が交通規制、検知、除染準備を実施中。自衛隊に国民保護等派遣を要請し、除染準備中。市対策本部は、NBC 災害への対応能力を有する専門医や DMAT(災害医療派遣医療チーム)等の避難所における医療救護活動について県と調整を行う。</p> <p>避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、災害医療機関ネットワークを活用するなど、県と専門医療機関への受入れの調整を行う。</p>
連絡調整先	<p>本避難実施要領は、市対策本部から各部等、県、消防機関、県警察、海上保安部、自衛隊及び国公私の団体等関係機関に伝達する。</p> <p>現地調整所:市職員 2 人を派遣</p>

	<p>※国の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため担当職員等を派遣</p> <p>その他の関係機関 唐津市消防本部(警防課):0955-72-4146 唐津警察署(警備課):0955-72-2101 唐津海上保安部(管理課):0955-74-4323 陸上自衛隊第16普通科連隊(第3科):0957-52-2131</p> <p>※状況が変化した場合等、関係部署間において緊急に連絡を取る必要が生じたときは、別に示す連絡表の活用を図る。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

3 事態等の特性で留意すべき事項

事態の特性 (除染の必要性等)	<p>弾種が化学弾であれば化学剤の種類(一時性、持久性)によって対応が異なる。地域除染が必要となった場合、屋内退避が数日となる可能性がある。</p> <p>要避難地域の住民の状況把握、消防団等の活動が困難となる。</p>
地域の特性	<p>地域の結びつきが強く行政区単位の行動が期待できる。また、避難行動要支援者は、個別避難計画を活用して、避難を実施する。</p>
時期による特性	<ul style="list-style-type: none"> ・風向き、天候等に留意する。 ・外国人観光客については、多言語対応で避難情報の伝達を行う

4 避難者数(単位:人)※地区ごとの最新の避難者数を記載する。

地区名	馬渡島			合計
避難者数(計)	人			人
うち要援護者数	人			人
うち外国人等の数	人			人

5 避難施設

5-1 避難施設

避難先地域	馬渡島			
避難施設名	西唐津公民館			
所在地	二夕子 3-211-1			
収容可能人数(人)	376人			
連絡先(電話等)	0955-73-2874			
連絡担当者	公民館長			
その他の留意事項等				

5-2 一時集合場所

一時集合場所名	馬渡小中学校			
所在地	鎮西町馬渡島 41			
連絡先(電話等)	0955-82-9003			
連絡担当者	学校長			
その他の留意事項等				

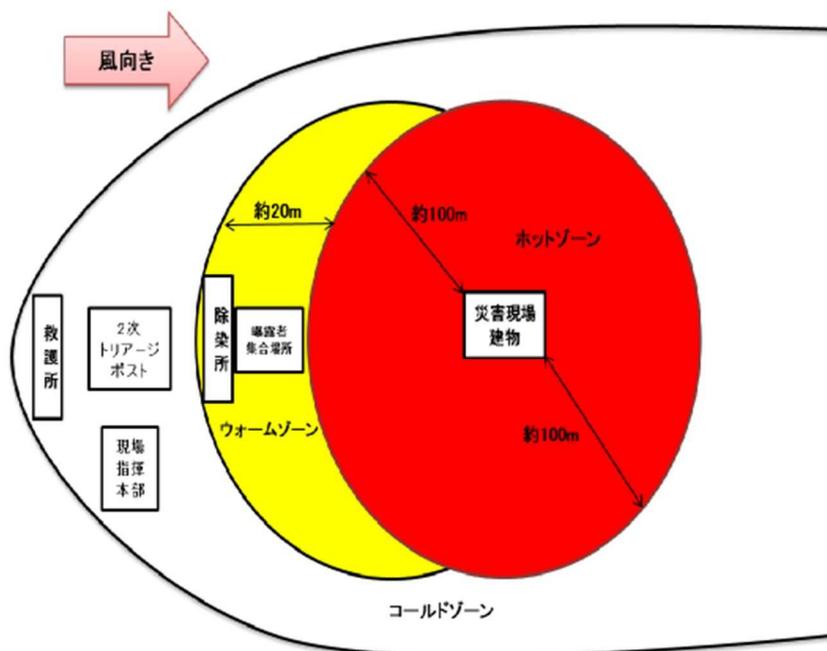
6 避難手段

輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他(福祉車両)
------	-----------------------

輸送手段の詳細	種類(車種等)	船舶、福祉車両(車椅子仕様)		
	台数	1隻(郵正丸)		
	輸送可能人数	人		
	連絡先	0955-82-9008(事務所)		
輸送力の配分の考え方				
その他輸送手段	要援護者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、市等の保有車両により搬送する。		
	その他(入院患者等)	市内の病院と調整し、救急車やドクターヘリによる搬送を行う。		
7 避難経路				
避難に使用する経路				
交通規制	実施者の確認			
	規制にあたる人数			
	規制場所			
警備体制	実施者の確認	唐津警察署、自衛隊		
	規制にあたる人数	10人程度		
	規制場所	鎮西町馬渡島西烽火台付近		
8 避難誘導方法				
8-1 避難(輸送)方法				
地区		馬渡島		
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区		
	輸送手段	徒歩		
	避難先	馬渡小中学校		
	集合時間	〇:〇		
	その他(誘導責任者等)	区長等		
市内避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区		
	輸送手段	・一時集合場所から船舶		
	避難経路	馬渡島港～唐津港		
	避難先	西唐津公民館		
	避難完了予定日時	〇:〇		
	その他(誘導責任者等)	避難所班		
要援護者等の避難方法	誘導の実施単位	住民は要支援者名簿に基づき対応、観光客は家族単位・団体単位で対応		
	要援護者への支援事項	・要支援者支援班を編成 ・要支援者の状況に応じた対応を実施		
	輸送手段	・福祉車両(ストレッチャー仕様)		
	避難経路			
	避難先	・福祉避難所(さんて)		
	避難開始日時	〇:〇		
	避難完了予定日時	〇:〇		
8-2 職員の配置方法				
配置場所	避難先施設		一時集合場所	

人数	5人	5人
現地調整所	連絡要員 2人	
8-3 残留者の確認方法		
確認者	消防団員 12人 (2人×2組×3行政区)	
時期	○:○	
場所	馬渡島全域	
方法	広報車での呼びかけ、個別訪問	
措置	残留者に対し、避難するよう求める。	
終了予定日時	○:○	
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法		
食事時期	夕食から支給	
食事場所	避難先施設	
提供する食事の種類	当初は、市備蓄食料	
実施担当部署	避難所班	
8-5 追加情報の伝達方法		
避難誘導に配置した職員による連絡、携帯電話(チャット機能)、情報メール等		
9 避難時の留意事項(主に住民)		
自宅から避難する場合の留意事項		
基本事項		
避難者は、食料、貴重品、医薬品、運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行する。		
出火防止対策を行い、施錠等行う。		
隣近所に声掛けをして相互に助け合って避難する。		
親戚宅等に避難する場合は、区長に避難先を連絡する。		
事態の特性		
・有害物質の存在が推定されることから、極力肌の露出は避け、口及び鼻にマスクや折りたたんだハンカチ等を当てて避難する。		
時期の特性		
降雨も予想されることから、着替えや雨衣の準備が必要である。		
一時集合場所での対応		
・到着時は、地区(自主防災組織)のリーダーのもとに集合する。		
10 誘導に際しての留意事項(職員)		
(心得・安全確保・服装等)		
・避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。		
・特殊標章等を携帯すること。		
・防災服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。		
・避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。		
・緊急時には現地の警察官、消防職員の指示に従い行動すること。		
11 情報伝達		
避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内連絡網 ・個別避難計画に基づく伝達方法 ・防災行政無線、防災ラジオ、情報メール、行政放送、ホーム 	

	ページ、LINE ・報道機関:報道責任者は、避難実施要領について情報提供
職員間の連絡手段	電話(チャット機能等)
12 緊急時の連絡先	
唐津市 国民保護/緊急対処事態対策本部	電話:0955-72-9260 FAX:0955-72-9170



出典: Jane's Chem-Bio Handbook

パターン3 想定-屋内避難-【緊急対処事態】大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃(ダーティボム)-大規模集客施設への攻撃

(1) テロ集団が、新唐津市民会館のイベント会場において、ダーティボムを爆発させたもの。
 (2) 警戒中の警察官が犯行グループを発見し、取り押さえようとしたが、制圧の直前に事前にダーティボムを爆発させた。

時系列	状況	対応等
7月17日 12:00	佐賀県内数カ所で爆弾テロが発生し死傷者100人超が発生	
		国は、緊急対処事態に認定し、自衛隊の部隊を県内に配置
		県も緊急対処事態本部を設置
7月18日 23:00	捜査機関が、県内の他施設に対しても爆弾テロ(放射性物質を含む)の犯行の兆候を入手	警察が県内全域において警戒を開始
7月19日 8:00	その後の捜査により、県内において大規模イベント(音楽イベント)をテロの標的としていることが判明	警察は大規模イベントが計画されている施設付近の警戒を開始
9:00		警察が県内施設において音楽イベントを計画している主催者に対し中止を要請
9:05	新唐津市民会館付近で、警察が警戒を強化していたところ、新唐津市民会館駐車場に停車していた国籍不明の3人が乗っている不審車両(ワゴン車)を発見。 職務質問をしたところ、警察官に発砲した後、新唐津市民会館に逃げ込んだ。	警察は、新唐津市民会館利用者に対し避難を呼びかけるとともに、犯行グループの発砲により被弾するおそれのある区域(新唐津市民会館から約 50メートル)にいる市民等を区域外へ避難誘導
10:00	警察の対策部隊が到着。催涙ガスの発射に伴い犯人側が発砲するも警察が応戦し、突入。 突入の際、犯行グループが新唐津市民会館駐車場の車両に仕掛けた爆弾(放射性物質が混入されたダーティボム)をリモコンにより爆発させた。	公園付近にいた警察、消防、自衛隊及び市職員は、ダーティボムが使われるとの事前情報や検知器の値から、爆発したのはダーティボムと判断し、新唐津市民会館から退避し、浜玉市民センターに活動拠点を設置
10:10		防災行政無線等により、イベント来場者や付近住民、周辺事業所の従業員を屋内へ避難誘導
10:15	消防・警察・自衛隊が連携し、放射線量を測定しながら新唐津市民会館に近づき、ゾーニング、負傷者の救出・救助を行う。	

関係機関の対応状況

警察による周辺の交通規制	新唐津市民会館付近の主要道路の通行止めを実施
消防による警戒区域の設定	新唐津市民会館から半径 300m圏内を包含する地域に消防警戒区域を設定している。
交通機関	市内の九州旅客鉄道、バスは運行を停止している。

避難実施要領

唐津市長
月 日 時 分現在

パターン〇-屋内避難-大量殺傷物質を破壊手段とした攻撃 (ダーティボム)-大規模集客施設への攻撃-新市民会館

1 県からの避難の指示の内容

別添のとおり

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和〇年7月19日10:00
発生場所	新唐津市民会館(仮称)
実行の主体	テロ集団
事案の概要と被害状況	<ul style="list-style-type: none"> ① 7月15日、佐賀県内数カ所で爆弾テロが発生し、死傷者100人超が発生した。 ② 捜査機関が、佐賀県内の他施設に対しても放射性物質を含む爆弾テロを行う兆候を入手し、警察が県内全域において警戒を開始した。 ③ その後の捜査により、県内において大規模イベント(音楽イベント)をテロの標的としていることが判明。新唐津市民会館において、大規模なイベント(オーケストラコンサート)が1週間後に予定されていることから、警察が新唐津市民会館付近を警戒中に不審車両を発見し、職務質問をしたところ、新唐津市民会館へ逃げ込んだ。 ④ 警察の対策部隊が突入し、犯行グループを制圧する際に、犯人が新唐津市民会館駐車場にある車両のダーティボムを爆発させ、多くの死傷者を発生させたもの。
今後の予測・影響と措置	<ul style="list-style-type: none"> ① ダーティボムが実際に爆発されていることから、早期に近隣の屋外にいる人をコンクリート建物内や地下施設へ避難させる必要がある。 ② 放射線量の測定を行い、警戒区域を設定する必要がある。 ③ 警戒区域内の傷者を早期に救出し、医療活動等を実施する必要がある。
気象の状況	天候:晴れ 気温 27.5℃ 風向 北西 風速 2.0m/s
2-2 避難住民の誘導の概要	
要避難地域	新唐津市民会館を中心とし、半径 2,000 メートル以内に位置する行政区
避難先と避難誘導の方針	近くのコンクリート建物
避難開始日時	令和〇年7月19日10時00分

避難完了予定日時	速やかに
2-3 関係機関の措置等	
措置の概要	共通:爆発後、事前情報からダーティボムと判断し、新唐津市民会館から退避し、浜玉市民センターを活動拠点とする。
	警察:犯人グループが周囲にいる可能性が高く制圧に当たる。消防、自衛隊と連携し、救出・救助、要避難地域の住民等の避難誘導に当たる。
	消防:警察、自衛隊と連携し、救出・救助にあたる。要避難地域の放射線量を測定し、ゾーニングを行い、傷者の救出・救助、避難誘導に当たる。
	自衛隊:警察、消防と連携し、救出・救助、要避難地域の住民等の避難誘導に当たる。被爆者の除染に当たる。
	鉄道事業者:九州旅客鉄道は唐津市内で全線運行停止
	バス事業者:昭和自動車株式会社の市内の路線バスは全線運航停止
連絡調整先	県対策本部:市職員2人を派遣 現地調整所(成和公民館):市職員2人を配置
3 事態の特性で留意すべき事項	
事態の特性	既にダーティボムを爆発されていることから、事態把握後、直ちに防災行政無線等により、屋内退避を呼びかける必要がある。
地域の特性	爆発地点は市中心部の新唐津市民会館であり、付近に市役所、マンション、病院、学校などが点在している。住民以外の利用者が多数いる可能性がある。
時期による特性	避難実施時が小中学校の在校時刻の場合、児童・生徒の避難先は居住地区の避難所とする。
4 住民の行動(基本事項)	
屋内避難の指示を受けた場合の対応	
屋内にいる場合	
① 屋内にいる場合には直ちに建物の中央部に避難する。屋内に地下施設がある場合には、地下へ移動する。	
② 窓閉め、目張りにより室内を密閉する。	
③ 電車内に在る者に対しては、警報発令時には最寄り駅に下車し、駅舎の最下層中央部もしくは、駅ビル等の最寄りの堅ろうな施設に避難する。	
④ ラジオ、テレビ等により情報収集に努める。	
屋内にいない場合	
外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下施設等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる(その際、ガラス張りの建築物の下は避ける)。	
5 情報伝達	
避難実施要領の住民への伝達方法	① 市及び関係機関は広報車、防災行政無線、情報メール

等により、避難実施要領をあらかじめ伝達する。

② 警報が発令された場合には、J アラート、防災行政無線等を最大音量で鳴らし、住民に警報の発令を周知する。

6 緊急時の連絡先

唐津市

電話：0955-72-9260

国民保護／緊急対処事態対策本部

FAX：0955-72-9170

要避難地域



パターン4 想定-市域内避難-【緊急対処事態】大量殺傷物質による攻撃

- (1) テロ集団が、新唐くんちが開催されている駅近くの「唐津ふるさと会館アルピノ」において、爆発物を爆発させて化学剤を散布したものの。
- (2) 雑踏警備にあっていた警備員が、「唐津ふるさと会館アルピノ」から出てきた挙動不審な外国人グループを見つけ、警察官が声をかけたところ建物内で爆発音がした。

時系列	状況	対応等
11月2日	佐賀城などの複数の主要観光施設で爆弾テロが発生し、死傷者50人超が発生	
		国は、緊急対処事態に認定し、自衛隊の部隊を県内に配置
		県も緊急対処事態本部を設置
11月2日 22:00	捜査機関が、県内の他施設に対しても爆弾テロの犯行の兆候を入手、犯行グループは化学剤(サリン)を使用する可能性があるとの情報を入手	警察が県内全域において警戒を開始
11月3日 10:00	その後の捜査により、県内において大規模なお祭りをテロの標的としていることが判明	警察はお祭りが計画されている施設付近の警戒を開始。曳山巡行は開始されており、唐津市及び唐津くんちの運営事務局等は警戒を強化
11月3日 13:00	警備員が、「唐津ふるさと会館アルピノ」から出てきた挙動不審な外国人グループがいることを警察に連絡。警察官が、不審な外国人グループを発見し、見つけて声をかけたところ、急に走り出し人ごみに紛れたと同時に会館内で爆発音がした。	消防・警察が化学剤の使用を考慮して現場を封鎖、「唐津ふるさと会館アルピノ」内のけが人等の救助の対応を開始
13:10	「唐津ふるさと会館アルピノ」や付近にいる人々は、痙攣、瞳孔縮小、呼吸困難などの症状がみられる倒れている。	化学剤による影響を考慮して警戒区域を設定して出入りを管理
14:00		警戒区域外での一時集合場所及び避難施設の準備、避難車両の手配
14:15	消防・警察・自衛隊が連携し、化学剤の特定をしながら南城内駐車場に近づき、ゾーニング、負傷者の救出・救助を行う。	避難施設へ避難車両で移動
14:30		市内避難施設での住民の受入れ

関係機関の対応状況

警察による周辺 の交通規制	消防で設定している警戒区域とも調整しながら、住民や観光客の避難に向けて、主要な道路の通行止め、誘導を実施している。
消防による警戒 区域の設定	「唐津ふるさと会館アルピノ」の建物から半径100mをホットゾーン(別図参照)に設定している。
交通機関	市からの要請により唐津くんちに来ている観光客の避難用に、バス等を避難車両として提供することを調整している。

避難実施要領

唐津市長
月 日 時 分現在

パターン〇-市域内避難-大量殺傷物質による攻撃-唐津くんち

1 佐賀県からの避難の指示の内容

佐賀県唐津市のうち、以下に掲げる地域に在る者を当該地域以外の地域に避難させる措置を講ずること
 要避難地域:佐賀県唐津市の「唐津ふるさと会館アルピノ」の建物から概ね 500mの地域住民の避難に関して関係機関が講ずべき措置の概要
 ・ 避難誘導を行う関係機関は、避難を実施するに当たって、高齢者、障害者等の要援護者については、特段の配慮を行うこと。
 ・佐賀県及び唐津市は、安否情報の収集を実施すること。

2 事態の状況、関係機関の措置

2-1 事態の状況

発生時期	令和〇年11月3日 13:00
発生場所	唐津くんち「唐津ふるさと会館アルピノ」
実行の主体	テロ集団
事案の概要と被害状況	① 11月1日、佐賀城などの複数の主要観光施設で爆弾テロが発生し死傷者50人超が発生した。 ② 捜査機関が、県内の他施設に対しても爆弾テロの犯行の兆候を入手、犯行グループは化学剤(サリン)を使用する可能性があるとの情報を入手した。 ③ その後の捜査により、県内において大規模なお祭りをテロの標的としていることが判明した。 ④ 警備員が、「唐津ふるさと会館アルピノ」から出てきた挙動不審な外国人グループがいることを警察に連絡。警察官が、不審な外国人グループを発見し、見つけて声をかけたところ、急に走り出し人ごみに紛れたと同時に会館内で爆発音がした。
今後の予測・影響と措置	① 化学剤の特定を行い、警戒区域を設定する必要がある。 ② 建物内や周辺の負傷者を早期に救出し、医療活動等を実施する必要がある。
気象の状況	天候:曇り 気温 14.0℃ 風向 南東 風速 0.5m/s

2-2 避難住民の誘導の概要

要避難地域	「唐津ふるさと会館アルピノ」を中心とし、半径 500メートル以内に位置する行政区(西城内、南城內、北城內、大名小路、木綿町、本町、中町、京町、高砂町、呉服町、米屋町、紺屋町、八百屋町、刀町、新町、平野町、弓鷹町、西寺町、西十人町、大石町、魚屋町、西材木町、東新興町、西新興町、町田1丁目、町田2丁目、町田3丁目、町田5丁目)
避難先と避難誘導の方針	要避難地域の住民約 6,100 人、唐津くんちへ観光に来ている5万人に対して唐津地区、浜玉地区の避難施設へ避難させる。 避難は、原則、一時集合場所から市又は県が準備する避難バスで移動する。

避難開始日時	令和〇年11月3日14時00分			
避難完了予定日時	速やかに			
2-3 関係機関の措置等				
措置の概要	共通：爆発後、事前情報から化学剤と判断し、駐車場から退避し、警戒区域外に活動拠点を設ける。			
	警察：犯人グループが周囲にいる可能性が高く制圧にあたる。消防、自衛隊と連携し、救出・救助、要避難地域の住民等の避難誘導に当たる。			
	消防：警察、自衛隊と連携し、救出・救助にあたる。、要避難地域の化学剤を特定し、ゾーニングを行い、傷者の救出・救助、避難誘導に当たる。			
	自衛隊：警察、消防と連携し、救出・救助、要避難地域の住民等の避難誘導にあたる。被爆者の除染に当たる。			
	鉄道事業者：九州旅客鉄道は唐津市内で全線運行停止			
	バス事業者：昭和自動車株式会社の市内の路線バスは全線運航停止、避難車両の提供を行う。			
連絡調整先	県対策本部：市職員2人を派遣 現地調整所(成和公民館)：市職員2人を配置			
3 事態等の特性で留意すべき事項				
事態の特性	・化学剤の影響により、経路上で体調不良等により動けなくなる避難者などがある場合、速やかに本部に連絡する。			
地域の特性	付近に市役所、マンション、病院、学校などが点在している。唐津くんちの観光客を住民とともに避難誘導する必要がある。			
時期による特性	・風向き、天候等に留意する ・外国人観光客については、多言語対応で避難情報の伝達を行う。			
4 避難者数(単位：人)※最新の避難者数を記載する。				
地区名	唐津地区	唐津くんち		合計
避難者数(計)	人	50,000人		人
うち要援護者数	人	3,000人		人
うち外国人等の数	人	2,000人		人
5 避難施設				
5-1 避難施設				
避難先地域	唐津地区	唐津地区	唐津地区	唐津地区
避難施設名	長松小学校	大志小学校	第一中学校	外町小学校
所在地	神田 2148-2	西城内 4-43	町田 1-4-1	東町 37
収容可能人数(人)	164人	221人	215人	114人
連絡先(電話等)	0955-73-1163	0955-73-1165	0955-73-2815	0955-73-1161
連絡担当者	学校長	学校長	学校長	学校長
その他の留意事項等				
避難先地域	唐津地区	唐津地区	唐津地区	唐津地区
避難施設名	東唐津小学校	成和小学校	第五中学校	早稲田佐賀中・高校
所在地	東唐津 4-4-29	和多田本村 8-	和多田用尺 1-	東城内 7-1

		80	1	
収容可能人数(人)	93人	154人	193人	207人
連絡先(電話等)	0955-72-3501	0955-75-0174	0955-72-2134	0955-58-9000
連絡担当者	学校長	学校長	学校長	学校長
その他の留意事項等				
避難先地域	唐津地区	唐津地区	唐津地区	唐津地区
避難施設名	唐津南高校	唐津西高校	唐津東中・高校	文化体育館
所在地	神田 2629-1	町田 1992	鏡新開 1-1	和多田大土井 1-1
収容可能人数(人)	300人	323人	623人	1,218人
連絡先(電話等)	0955-72-4123	0955-72-7184	0955-77-1984	0955-73-2888
連絡担当者	学校長	学校長	学校長	スポーツ協会専務理事
その他の留意事項等				
避難先地域	浜玉地区	浜玉地区	浜玉地区	浜玉地区
避難施設名	浜崎小学校	玉島小学校	浜玉中学校	浜玉公民館
所在地	浜崎 451	五反田 823	大江 6-1	浜崎 1151-1
収容可能人数(人)	199人	124人	237人	111人
連絡先(電話等)	0955-56-6116	0955-56-6953	0955-56-6650	0955-56-8315
連絡担当者	学校長	学校長	学校長	公民館長
その他の留意事項等				
5-2 一時集合場所				
一時集合場所名	長松小学校	大志小学校	第一中学校	外町小学校
所在地	神田 2148-2	西城内 4-43	町田 1-4-1	東町 37
連絡先(電話等)	0955-73-1163	0955-73-1165	0955-73-2815	0955-73-1161
連絡担当者	学校長	学校長	学校長	学校長
その他の留意事項等	避難施設(兼)	避難施設(兼)	避難施設(兼)	避難施設(兼)
一時集合場所名	東唐津小学校	成和小学校	第五中学校	早稲田佐賀中・高校
所在地	東唐津 4-4-29	和多田本村 8-80	和多田用尺 1-1	東城内 7-1
連絡先(電話等)	0955-72-3501	0955-75-0174	0955-72-2134	0955-58-9000
連絡担当者	学校長	学校長	学校長	学校長
その他の留意事項等	避難施設(兼)	避難施設(兼)	避難施設(兼)	
一時集合場所名	唐津南高校	唐津西高校	唐津東中・高校	文化体育館
所在地	神田 2629-1	町田 1992	鏡新開 1-1	和多田大土井 1-1
連絡先(電話等)	0955-72-4123	0955-72-7184	0955-77-1984	0955-73-2888
連絡担当者	学校長	学校長	学校長	スポーツ協会専務理事
その他の留意事項等	避難施設(兼)	避難施設(兼)	避難施設(兼)	避難施設(兼)
6 避難手段				
輸送手段	鉄道・バス・船舶・徒歩・その他(福祉車両)			
輸送手段の詳細	種類(車種等)	バス(大・中・小型)、福祉車両(車椅子仕様)		

	台数	バス○台、福祉車両○台			
	輸送可能人数	○人			
	連絡先	佐賀県(0952-25-7362)			
輸送力の配分の考え方					
その他輸送手段	要支援者	自力歩行が困難な要支援者等に対しては、市等の保有車両により搬送する。			
	その他(けが人等)	市内の病院と調整し、救急車やドクターヘリによる搬送を行う。			
7 避難経路					
避難に使用する経路					
交通規制	実施者の確認	唐津警察署			
	規制にあたる人数	50人程度			
	規制場所	住民を速やかに避難させる必要があるため、警察では主要交差点等における交通整理・誘導・規制を行う。			
警備体制	実施者の確認	唐津警察署、自衛隊			
	規制にあたる人数	50人程度			
	規制場所	交通規制を行う付近で警備を行う。			
8 避難誘導方法					
8-1 避難(輸送)方法					
地区		大志地区	外町地区	長松地区	唐津地区
一時集合場所への避難方法	誘導の実施単位	行政区	行政区	行政区	観光客等
	輸送手段	徒歩	徒歩	徒歩	徒歩
	避難先	大志小学校 第一中学校	外町小学校 第五中学校	唐津南高校 唐津西高校	長松小学校 早稲田佐賀中・高校
	集合時間	○:○	○:○	○:○	○:○
	その他(誘導責任者等)	避難所班	避難所班	避難所班	避難所班
市内避難施設への避難方法	誘導の実施単位	行政区	観光客	観光客	
	輸送手段	—	・一時集合場所からバス	・一時集合場所からバス	
	避難経路	—	国道202号線	国道202号線	
	避難先	各避難先	成和小学校 文化体育館	浜崎小学校 玉島小学校 浜玉中学校 浜玉公民館	
	避難完了予定日時	○:○	○:○	○:○	
	その他(誘導責任者等)	—	避難所班	避難所班	
要支援者等の避難方法	誘導の実施単位	住民は要支援者名簿に基づき対応、観光客は家族単位・団体単位で対応			
	要援護者への支援事項	・要支援者支援班を編成 ・要支援者の状況に応じた対応を実施			
	輸送手段	・支援者車両			

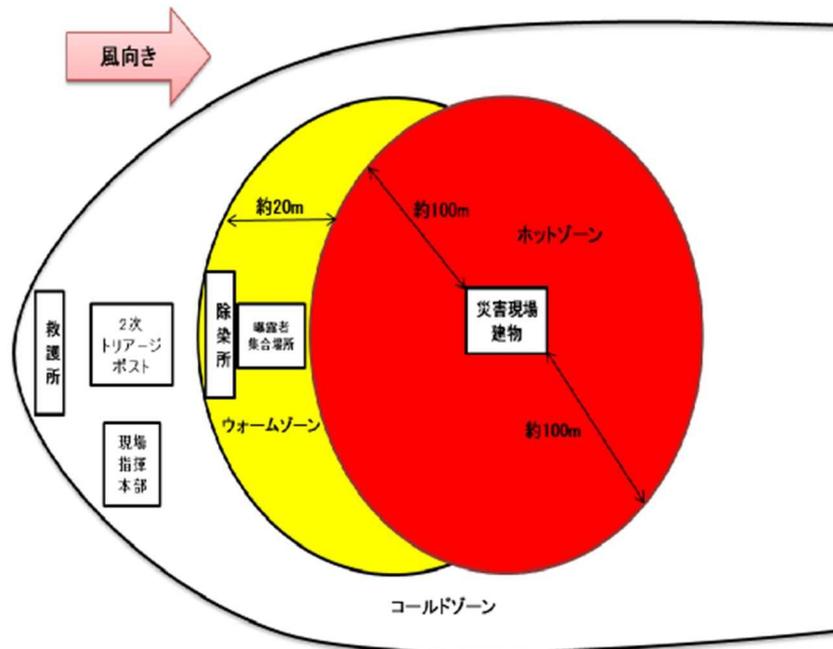
		<ul style="list-style-type: none"> ・バス ・福祉車両(ストレッチャー仕様) 	
	避難経路		
	避難先	・市指定福祉避難所	
	避難開始日時	○:○	
	避難完了予定日時	○:○	
8-2 職員の配置方法			
配置場所	避難先施設	一時集合場所	主要な交差点
人数	5人	5人	2人
現地調整所	連絡要員2人		
8-3 残留者の確認方法			
確認者	市職員、消防職員、消防団員		
時期	○:○		
場所	「唐津ふるさと会館アルピノ」を中心とし、半径 500メートル以内に位置する行政区		
方法	広報車での呼びかけ、個別訪問		
措置	残留者に対し、避難するよう求める。		
終了予定日時	○:○		
8-4 避難誘導時の食糧の支援・提供方法			
食事時期	夕食から支給		
食事場所	避難先施設		
提供する食事の種類	当初は、市備蓄食料		
実施担当部署	避難所班		
8-5 追加情報の伝達方法			
避難誘導に配置した職員による連絡、登録メール、ホームページ、防災 SNS 等			
9 避難時の留意事項(主に住民)			
自宅から避難する場合の留意事項			
基本事項			
避難者は、食料、貴重品、医薬品、運転免許証等の身分を証明するもの、最小限の着替えや日用品、非常持出品等を携行する。			
出火防止対策を行い、施錠等行う。			
隣近所に声掛けをして相互に助け合って避難する。			
親戚宅等に避難する場合は、区長に避難先を連絡する。			
事態の特性			
・有害物質の存在が推定されることから、極力肌の露出は避け、口及び鼻にマスクや折りたたんだハンカチ等を当てて避難する。			
時期の特性			
降雨も予想されることから、着替えや雨衣の準備が必要である。			
一時集合場所での対応			
・到着時は、地区(自主防災組織)のリーダーのもとに集合する。			
10 誘導に際しての留意事項(職員)			
(心得・安全確保・服装等)			
・避難誘導員は、冷静沈着に毅然たる態度を保つこと。			

- ・特殊標章等を携帯すること。
- ・防災服や腕章等により、避難誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解と協力を求めること。
- ・避難誘導員は、正確な情報提供を行い、無用な混乱の防止を図るとともに、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・緊急時には現地の警察官、消防隊員の指示に従い行動すること。

11 情報伝達

避難実施要領の住民への伝達方法	<ul style="list-style-type: none"> ・区内連絡網 ・個別避難計画に基づく伝達方法 ・防災行政無線、防災ラジオ、情報メール、行政放送、ホームページ、LINE ・報道機関：報道責任者は、避難実施要領について情報提供
職員間の連絡手段	電話(チャット機能等)
<h2>12 緊急時の連絡先</h2>	
唐津市 国民保護／緊急処理事態対策本部	電話：0955-72-9260 FAX：0955-72-9170





出典：Jane' s Chem-Bio Handbook

● 大規模災害時の相互応援に関する協定都市一覧

市町名	担当部局 住所	電話番号
青梅市 (東京都)	市民安全部 防災課 東京都青梅市東青梅1-11-1	(代)0428-22-1111
府中市 (東京都)	行政管理部 防災危機管理課 東京都府中市寿町1-5 府中中央防災センター内	(代)042-335-4283
戸田市 (埼玉県)	危機管理防災課 埼玉県戸田市上戸田1-18-1	(代)048-441-1800
桐生市 (群馬県)	共創企画部 防災・危機管理課 群馬県桐生市織姫町1-1	(代)0277-46-1111
岡崎市 (愛知県)	市民安全部 防災課 愛知県岡崎市十王町2-9	(代)0564-23-6533
蒲郡市 (愛知県)	総務部 危機管理課 愛知県蒲郡市旭町17-1	(代)0533-66-1208
常滑市 (愛知県)	総務部 安全協働課 愛知県常滑市飛香台3-3-5	(代)0569-35-5111
津市 (三重県)	危機管理部 危機管理課 三重県津市西丸之内23-1	(代)059-229-3181
坂井市 (福井県)	総務部 安全対策課 福井県坂井市坂井町下新庄1-1	(代)0776-50-3525
伊丹市 (兵庫県)	総務部 危機管理室 兵庫県伊丹市千僧1-1	(代)072-784-8166
箕面市 (大阪府)	総務部 市民安全政策室 大阪府箕面市西小路4-6-1	(代)072-724-6750
倉敷市 (岡山県)	総務局 防災危機管理室防災推進課 岡山県倉敷市西中新田640	(代)086-426-3645
大竹市 (広島県)	総務部 危機管理課 広島県大竹市小方1-11-1	(代)0827-59-2119
周南市 (山口県)	総務部 防災危機管理課 山口県周南市岐山通1-1	(代)0834-22-8208
鳴門市 (徳島県)	企画総務部 危機管理局危機管理課 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170	(代)088-684-1711
丸亀市 (香川県)	市長公室 危機管理課 香川県丸亀市大手町2-4-21	(代)0877-25-4006

● 消防相互応援協定一覧

市町名	締結年月日 (再協定年月日)	備 考
伊万里市	S43.6.14 (H18.4.1)	旧来の継続
玄海町	S43.6.14 (H18.4.1)	旧来の継続
佐賀市	S41.9.1 (H18.8.1)	旧富士町と旧七山村との協定引き継ぎ
多久市	S41.9.1 (H18.4.1)	多久市と旧厳木町・旧相知町との協定引き継ぎ
糸島市 (旧二丈町)	S42.6.16 (H23.1.1)	旧二丈町と旧浜玉町との協定引き継ぎ
松浦市	S43.6.14 (H18.4.1)	旧福島町と旧肥前町との協定引き継ぎ

● 近接市町一覧

市町名	担当部局 住 所	電話番号
伊万里市	総務部 危機管理防災課 伊万里市立花町1355-1	0955-23-2130
玄海町	防災安全課 東松浦郡玄海町大字諸浦348	0955-52-2115
佐賀市	総務部 危機管理防災課 佐賀市栄町1-1	0952-40-7013
多久市	防災安全課 多久市北多久町大字小侍7-1	0952-75-2181
糸島市	総務部 危機管理課 福岡県糸島市前原西1-1-1	092-332-2110
松浦市	防災課 長崎県松浦市志佐町里免365	0956-72-1111